

# 第1編 総則

## 1 策定の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災では、複数の市町村で行政機能の存続が一時危ぶまれる事態となり、県や被災地以外の市町村が被災市町村を応援し災害対応業務が行われた。

これを踏まえ、災害対策基本法が改正され、地域防災計画を定めるに当たり、円滑に防災関係機関や民間企業等の応援を受け、又は応援をすることができるよう配慮することのほか、相互応援に関する協定の締結や共同防災訓練の実施など必要な措置を講ずるよう努める旨、規定が追加された。

また、平成28年4月に発生した熊本地震の対応において、被災地以外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ企業、ボランティア団体等により、様々な種類の応援が行われたが、一方で、広域的な応援・受援の具体的な運用方法が確立していないこと、応援の受入れにあたり県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱が見られた。

こうしたことから、平成28年12月に国において取りまとめられた「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」では、今後の広域災害の対応における「受援を想定した体制整備」について検討を進めるべきことが提言され、平成29年3月には、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が示され、各地方公共団体に対し災害時受援体制を構築するよう通知された。

さらに、平成28年夏の本道の大雨等災害の検証において、応援職員やボランティアの受入体制の整備のほか、ニーズに対応した適切な物資調達・輸送の仕組みの整備等の必要性が示された。

四方を海に囲まれ、広大な土地に居住地が点在する本道において大規模災害が発生した際には、他の地域に比べ、国や他の都府県からの応援が到達するまで一定程度の時間を要することは避けられず、初動時には、道内の人的・物的資源による対応が求められる。

このため、平成29年度北海道防災総合訓練では、札幌直下型地震を想定し、道内の人的・物的資源を活用した応援や受援について、実践的に取り組んだところである。

こうしたことを踏まえ、道は、防災関係機関等と検討を行い、本道で大規模災害が発生した場合の応急対策に係る応援・受援について、具体的な手順と、その際に活用する防災共通地図を示した、本マニュアルを策定した。

なお、本マニュアルについては、今後、「北海道防災会議」や「北海道防災総合訓練」などを通じた実践・検証を行い、必要な見直しを行っていくこととする。

## 2 北海道地域防災計画との関係

本マニュアルは、「北海道地域防災計画」・第5章・第7節に定める「広域応援・受援計画」における具体的な手順等を定めるものである。